

メムロスキー場の再開に係る出店者募集要項

1 目的

メムロスキー場の再開にあたり、利用者に対するサービス向上のため、飲食物を販売提供可能な出店者(キッチンカー含む)を募集します。

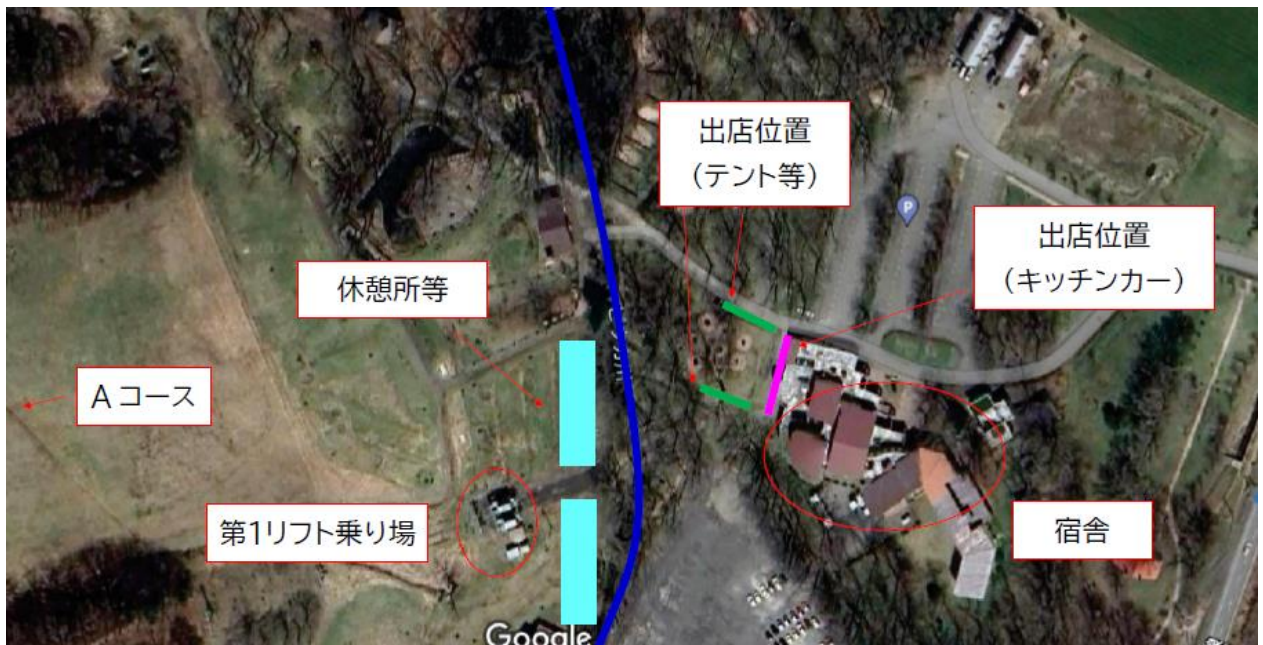
2 概要

(1) 出店位置

メムロスキー場

テント等(緑色の箇所):イベントテント等による出店(1日3店舗程度)

キッチンカー(ピンクの箇所):キッチンカーによる出店(1日3台程度)



(2) 出店形態

販売品目は飲食物(酒類の販売不可)とし、営業に必要な許可を受けていること。(飲食物とともに飲食物以外の商品の販売を希望する場合はご相談ください。)

なお、メムロスキー場を含む既存施設内の電気設備、水道設備、排水設備等の使用はできません。

(3) 出店期間

令和6年12月25日(水)～令和7年3月16日(日)

※1日のみの出店も可能です。

※想定する出店数を超えた申込があった場合は、町が調整します。

- (4) 出店可能時間
午前9時00分から午後4時00分までとします。(時間内であれば出店時間の短縮も可能です。)
準備は午前8時00分から可能です。撤収は午後5時00分までに完了してください。
- (5) 出店料について
令和6年度については、出店料はいただきません。(令和7年度以降は未定)
- (6) 売上保証について
売上保証はありません。
- (7) 出店の中止について
天候等の都合により出店を中止する場合には、事前連絡してください。
なお、やむを得ない場合を除き、出店の中止が続いた場合や無断キャンセルの場合は、それ以降の出店をお断りする場合があります。
- (8) 悪天候等の対応について
悪天候等によるスキー場の臨時クローズ及び雪不足や気温上昇等によるオープンの遅れや臨時クローズ等の場合においても、町では損害の補償は一切いたしません。
また、降雪等の状況により営業時間内であっても除雪・圧雪作業を行う場合があります。
除雪・圧雪作業の実施により売上の減少などが生じても、町では一切責任を負いません。

3 応募資格

- (1) 芽室町内の事業者であること。(キッチンカーを除く)
ただし、芽室町内の事業者と合同で出店する場合は、町外の事業者も応募可能とします。
(この場合、申込は町内の事業者から提出していただく必要があります。)
- (2) 誓約書を遵守して、出店する者であること。
- (3) メムロスキー場の円滑な運営に協力するとともに、他の出店者と協力して営業する者であること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

4 応募申請方法

以下の書類に必要事項を記入の上、受付期間内に提出してください。

- ①行政財産使用許可申請書(第3号様式)
- ②函面(町ホームページに添付のものを使用してください)
- ③個人事業主は住民票の写し
- ④法人は登記事項証明書(又は登記簿抄本)、定款、寄附行為又は規約の写しなど
- ⑤営業に必要な許可証等の写し
- ⑥販売予定品目(任意様式)
- ⑦誓約書
- ⑧出店希望カレンダー

※③、④、⑤は初回のみ提出で可

※⑦をメールで送信する場合は、画像で可

※様式は町ホームページからダウンロードしてください →



(1) 受付期間

①令和6年12月の出店 令和6年11月15日(金)まで

②令和7年1月の出店 令和6年12月13日(金)まで

③令和7年2月の出店 令和7年1月15日(水)まで

④令和7年3月の出店 令和7年2月14日(金)まで

※①から④の複数の日程に応募することも可能です。

※受付期間終了以降、出店希望の少ない日程の出店申込みについては、随時受け付けることとします。

(2) 申請書提出方法及び提出先

芽室町魅力創造課(新嵐山再生担当)へ持参・郵送・メールのいずれかで提出。

住所 〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 芽室町魅力創造課(新嵐山再生担当)

E-mail:shinarashiyama@memuro.net

※郵送の場合、受付期間内必着とします。

※メールの場合、件名を「MEMロスキー場出店申込」としてください。

(3) 許可

応募いただいた事業者に対し、出店希望月の前月の20日頃までに許可書を交付します。

※出店日が重複した場合は町が調整し、出店日の前月 20 日頃までに結果を応募者に通知します。

5 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守すること。
- (2) 営業に必要な許可を受けていること。また、営業中は許可を受けていることがわかるよう掲示すること。
- (3) 出店に際して、安全面に最大限配慮し、町の指定するルートを経由して移動等を行うこと。
- (4) 出店位置に関してのご希望は一切お受けできません。
- (5) 申込みした者が出店すること。(又貸し不可)
- (6) 出店に係る一切の経費(交通費・宿泊費等含む)は出店者が負担すること。
- (7) 車両、テント、電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者が用意すること。
なお、簡易施設(プレハブ等)の設置を希望する場合は事前に町に相談すること。(ただし、簡易施設の設置は週3日以上営業を条件とします。)
- (8) 火器及び発電機等を使用する場合には、消火器を設置するなど火災予防に努めること。
- (9) 販売する商品の名称、価格等が一目でわかるように POP(キャッチコピーや商品の説明)などの表示を可能な限り行うこと。また、価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守すること。
- (10) 出店者は、ごみ箱を出店場所の直近のわかりやすい場所に設置し、適正に廃棄物処理(排水含む)を行うこと。また、購入者に対してごみ箱への廃棄を呼び掛けること。
容器等は自主回収とし、出店者の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。
- (11) 車外やテント、簡易施設の外に販売商品を置く、調理・販売する、お客の呼び込み行為をするなどの行為を行わないこと。
- (12) 煙やにおい、音や振動等は、極力抑えるよう努めること。
- (13) 営業中及び準備、撤収作業中に飲酒や喫煙をしないこと。
- (14) 残り汁等の残飯が想定されるものは販売禁止とする。ただし、出店者が責任をもって処分する場合は、その限りでない。
- (15) 出店者はその責めに帰する理由により、町や他の出店者、スキー場利用者等に損害を与えたときは、すべて自己の責任で賠償すること。
- (16) 車両等の破損、紛失等、出店者又は出店者の従業員に損害が生じても、町は一切責任を負いません。
- (17) 商品、現金等の管理は出店者の責任で行うこと。商品や現金等に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとします。
- (18) 連続する日程で営業を行う場合を除き、物品等はすべて撤収し、持ち帰ること。(一時保管等は一切行いません。)
- (19) キッチンカーの営業の場合、営業中はエンジンを停止すること。(特別な事情がある場合は事前に町に相談すること。)
- (20) 出店及び営業に際してのトラブル、事故、苦情等については、出店者がすべて当事者間で解決し、その責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合は、誠実かつ適切に対応するとともに、その状況を町に報告すること。

- (21) 営業終了後は、周辺を清掃し、原状回復に努めること。
- (22) 営業の実態や販売行為により出店を許可することが適切でないと町が判断した場合は、出店許可を取り消すことがある。なお、この場合において出店者に損害が生じても町は補填及び賠償等の責任は一切負いません。
- (23) 複数の出店申込があった場合、町では販売品目及び価格等の調整は行いません。
- (24) ウェブサイトや SNS、メディア等の掲載、自身による投稿など、町内外に対するメムロスキー場のPRに協力すること。
- (25) 旧ロッジに飲料自動販売機(アイス、ホット)を設置予定です。(設置者はスキー場業務管理委託の受託事業者)
- (26) 悪天候等によるスキー場の臨時クローズ及び温暖化や雪不足によるオープンの遅れや臨時クローズ等の場合においても、町では損害の補償は一切いたしません。
また、降雪等の状況により営業時間内であっても除雪・圧雪作業を行う場合があります。
除雪作業等の実施により売上の減少などが生じても、町では一切責任を負いません。
- (27) 出店箇所の除雪のご協力をお願いします。特に簡易施設(プレハブ等)を設置する場合は、施設周辺の除雪は出店者において行っていただきます。
- (28) 本要項に定めのない事項については、町と出店者で協議の上決定することとします。